

「宮崎県立高等学校教育整備基本方針」の改定（素案）に対する
意見募集結果について

No	頁	御意見	県の考え方
1	2 頁	令和 6 年の出生数は 7, 000 人を下回っており、その年に生まれた子どもが中学校を卒業する令和 21 年には、現在の推計値（6 頁）よりも減少するなど、これまでの少子化とは次元が違うものとなっており、今回策定された基本方針では、そのような危機感が伝わってこないように感じます。	本方針は令和 10 年度までを期間としており、今後の少子化への対応については、令和 11 年度以降の次期方針に組み込む予定です。
2	2 頁	少子高齢化に伴い、地方財政が厳しくなっている状況にあっては、学校経営や効率性の観点に係わる記述も必要ではないでしょうか。	今後の参考として御意見を承ります。
3	2 頁	公開されている議事録に構成メンバーの記載がありますが、どのような組織や立場を代表してわからないため、肩書き等がわかれば教えていただきたい。	学識経験者・行政関係者・教育関係者・企業等関係者・保護者で構成しています。
4	2 頁	募集定員については、毎年開催される「公私立高等学校連絡協議会」での調整が行なわれていますが、そのことを前提とした募集定員の見直しがされているのでしょうか。	公私立高等学校連絡協議会における定員調整の結果、県立高校の募集定員は中学校卒業予定者の概ね 7 割としています。
5	5 頁	『就学支援金制度拡充』は、国の補助制度の変更によるもので、『定時制・通信制（広域通信制含む）高校への進学者増加』は、心や体に不調をきたし、学校に行かない（若しくはいけない）子どもたちの増加に関連して、それらの子どもたちの受け皿としての現象ではないかと考えます。これらについては、わかりやすい内容にするか、背景を注釈したらどうでしょうか。	「就学支援金制度」「定時制・通信制（広域通信制含む）高校への進学者増加」について注釈を追加します。 (欄外参照)

6	7 頁	このことは、地方の厳しい現状をどう打破していくのか、地方にいる者が知恵と工夫を出して解決するものであり、本県の高等学校の役割について、県をあげて検討すべき場をつくる必要があるではないでしょうか。	今後の中学校卒業者数の減少を見据え、次期方針策定に向け、学校教育計画懇話会の地区会開催を予定しており、その中で各地区の状況の把握に努めてまいります。
7	17 頁	この整備については、古くなったから整備するのではなく、将来的な生徒数の減少に伴う、学校の統廃合の見通しを踏まえて行っていくべきではないでしょうか。	御意見のとおり、将来的な生徒数の減少に伴う、学校統廃合の見通しを踏まえて老朽化対策を行う必要があります。なお、本方針の計画期間においては統廃合が予定されていないことからこのような記載としております。
8	23 頁	文中にあるように、次期計画はさらに厳しいものになるため、「学校の所在地や設置科目、生徒・保護者・地域のニーズ等」だけではなく、地域議会、県議会、私学関係者も含め、幅広い議論を展開すべきではないでしょうか。	県立高校に関しては、市町村及び市町村議会から毎年ご要望をいただき県が回答を行っています。県議会においては常任委員会や特別委員会でご審議いただいています。私学関係は、毎年公私立高等学校連絡協議会を開催し、議論を行っています。これらを基に、県では教育環境の向上に努めています。また、次期方針策定に向け、学校教育計画懇話会については、令和7年度から地区会の開催を予定しており、地方の現状について議論していく方向性です。
9	24 頁	募集定員の見通しについては、途中の経過もわかるように、中間に「令和6年度」を入れるべきではないでしょうか。	令和2年度から6年度までに募集定員を変更した児湯地区と東白杵地区の欄外に途中経過を追加しました。

10	24 頁	すべての地区において、生徒数の減少が見込まれることから、現状を下回る大まかな見通しを立てていますが、これでは4年後にどのような募集定員になるのか、そのためどのような整備方針にするのかよくわからないと考えます。本来の整備計画の目的からいっても、できる限り明確にできないものではないでしょうか。	令和10年までは生徒数の減少は横ばい傾向となる見通しにある中、その後の大幅な生徒数減少を見据え、募集定員の大まかな見通しを立てているところです。 募集定員については、社会情勢の変化や中学生・地域のニーズ、私立高校の募集定員等にかかる協議を踏まえて毎年検討するため、ある程度の幅を持たせることが必要と考えております。
11	24 頁	今後、少子化が進んでいくことが予想される中で、県内のどの地域の学校においても均等な教育や質の高い教育が受けられるように魅力ある高校づくりを進めていただきたい。	遠隔授業・通信教育の積極的な活用や学科の在り方の工夫等により、県内すべての学校において魅力ある高校づくりを引き続き推進します。

※No.5 注釈

「就学支援金」

授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的とし、国公私立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（※年収約910万円未満の世帯）の生徒に対して、授業料に充てるため、国において高等学校等就学支援金を支給。

「通信制（広域通信制含む）高校への進学者増加」

近年、不登校児童生徒数は義務教育段階を中心に大幅に増加し続けており、令和3年度時点で小・中・高等学校で合わせて約30万人に上り過去最多となるなど、喫緊の課題となっている。うち高等学校段階について、不登校・中途退学率の推移を見ると、おおむね横ばいとなっているものの、通信制課程に在籍する生徒数は近年大幅に増加しており、通信制課程が不登校経験など多様な背景を有する生徒の受け皿になっている状況にある。（令和5年8月 高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめから抜粋）

本県においても全国の状況と同様に、通信制課程を中心に定時制・通信制高校への進学者数が増加している。